

事業再評価調書

[事業種別] 事業名 【再評価理由】		[街路事業] 正蓮寺川歩行者専用道整備事業 【事業再評価を実施した年度から 5 年目の年度において、なお未着工または継続中の事業】	
担 当		建設局道路河川部街路課（電話番号：06-6615-6745）	
1 事業目的		・本事業は、正蓮寺川総合整備事業（河川区域内での阪神高速淀川左岸線の整備に併せて、河川機能を確保するとともに環境整備を行うことを目的としたもの）の一環として、正蓮寺川を全面蓋掛けした上面を有効利用し、公園と歩行者専用道の整備を一体的に実施するものである。 ・大阪市此花区の正蓮寺川周辺においては、国道 43 号と河川により地域が分断されており、安全で快適な日常生活を送るために必要不可欠である緑地やアメニティー性の高いオープンスペースが不足している。 ・そのため、六軒家川との分岐付近から北港大橋下流部までの河川区域を公園として整備するとともに、歩行者ネットワーク形成に資する歩行者専用道を整備する。	
2 事業内容		街路整備（新設） 延長：L=2,790m 標準幅員：W=12m ＊本路線は、正蓮寺川公園内に位置し、全区間において公園園路としての機能を兼用している。	
3	事業の概況 ※[]内は前回評価時	事業開始 平成 15 年度 事業完了予定 令和 12 年度 [令和 7 年度] 全体事業費 2,248 百万円 [2,291 百万円] 既投資額 1,581 百万円 [1,429 百万円] 変更点：事業期間の延長及び全体事業費の見直し	進捗率（事業費ベース） 70.3% [62.3%] 工事進捗率（延長ベース） 34.2% [0%] 用地取得率（面積ベース） 100% [100%]
		正蓮寺川周辺地域には、広域避難場所と位置付けられている高見地区があるなど、定量的な便益に換算していない効果も有しており、本事業の必要性は高まっている。なお、本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として他事業と連携し、関連事業の進捗に併せて事業実施を進める必要がある。	
事業の必要性の視点	4 事業の必要性の評価 A～C （投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している）	【費用便益分析結果】 費用便益比 B/C=4.96 （総便益：73,290 億円、総費用：14,784 億円）	

5 事業の実現見通しの評価 A (完了時期の実現可能性が高い)	本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、公園事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要がある。平成 27 年度より本格整備に入り、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である令和 12 年度の事業完了を目指す。
6 事業の優先度の視点の評価 B (影響が大きい)	[重点化の考え方] 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置づけられており、公園事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるため、着実に事業を進める必要がある。 [事業が遅れることによる影響] 市民サービスとして、緑豊かなオープンスペースを早期に提供できない。また、広域避難場所である高見地区へのアクセスルートを早期に提供できないことから防災機能の発揮が遅れる。
7 特記事項	正蓮寺川総合整備事業 ・高速道路事業(阪神高速淀川左岸線の整備)：阪神高速㈱ ・河川事業(河川機能代替え施設として暗渠、締切堤及び水門等の整備)：大阪府 ・下水道事業(抽水所、暗渠の整備) ・公園事業(正蓮寺川公園の整備) ・街路事業(正蓮寺川歩行者専用道の整備) ：大阪市
対応方針 (案)	「事業継続(評価 A)」
8 (理由)	本事業は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業である下水道事業、公園事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、関連事業の進捗を勘案しながら、着実に事業実施に努め、令和 12 年度の事業完了を目指す。 以上により「事業継続(A)」とする。
9 今後の取組方針(案)	本事業については、正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、市民サービスの提供や防災機能の発揮などの観点から必要性の高い事業であり、関連事業の工事進捗を勘案しながら、令和 12 年度末までの事業完了に向け、重点的に実施する。